

平成18年4月1日より、千葉県組織改正に伴い、当地区を担当していた「東葛飾地域整備センター柏整備事務所木地区事業室」が、新たに設置された「東葛飾地域整備センター流山区画整理事務所」に移転しましたのでお知らせします。なお、新事務所は以前千葉県企業庁流山建設事務所が使用していた建物を引き継いで使用しています。

千葉県東葛飾地域整備センター 流山区画整理事務所	総務課(木地区及び運動公園周辺地区担当) ☎04-7150-4500	…庶務・経理・物品購入等
	換地課(運動公園周辺地区担当) ☎04-7150-4504	…運動公園周辺地区の仮換地指定及び土地区画 整理法第76条申請等
	工務課(運動公園周辺地区担当) ☎04-7150-4508	…運動公園周辺地区の造成工事、調整池工事等
	管理移転課(木地区及び運動公園周辺地区担当) ☎04-7150-4502	…仮換地指定による補償等
	木地区換地課 ☎04-7150-4501	…木地区の仮換地指定及び土地区画整理法第76 条申請等
	木地区工務課 ☎04-7150-4503	…木地区の造成工事、調整池工事等

### 建築行為の制限

事業を円滑に進めるため、建築行為等の制限があります。土地区画整理事業の施行の障害となる恐れがある、建築物の新築、改築、増築、または移動の容易でない物件の設置、堆積あるいは切土、盛土等をする場合は、知事の許可（土地区画整理法第76条申請）が必要ですので『行為許可申請書』を提出してください。

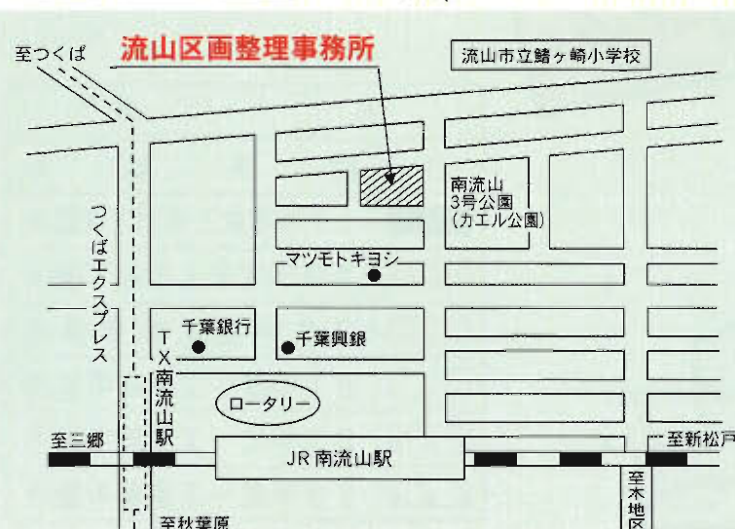
なお、申請に際しては事前にご相談くださるようお願いいたします。(問い合わせ先:木地区換地課)

### 権利変動届出について

地区内の土地を売買・相続等により所有権の移転をした場合は、登記事項証明書を添付して、権利変動届を提出してください。また、借地権等の権利変動が生じた場合にも届出してください。

なお、様式については、流山区画整理事務所に用意してあります。(問い合わせ先:木地区換地課)

### 案内図



### 問い合わせ先

土地区画整理事業について、ご不明な点等がありましたら、お気軽にご相談ください。  
※第三者からの問い合わせについては、個人情報保護のため、権利者の委任状の提示をお願いしております。

千葉県東葛飾地域整備センター  
流山区画整理事務所

〒270-0163 流山市南流山1丁目13番地  
TEL 04-7150-4501  
FAX 04-7150-4506

## 流山木地区

# まちづくりだより

